平成２９年（フ）第８９１号
京都市右京区嵯峨中通町11番地グローバル嵯峨104
破産者　株式会社工匠ＳＡＳＡＫＩ
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１２８９号
京都市中京区釜座通御池上ル下松屋町729番地
破産者　屋満もと染匠株式会社
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４４号
兵庫県加西市西谷町646番地
破産者　有限会社松井製作所
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所社支部

平成２９年（フ）第５７号
神奈川県厚木市恩名１丁目13番75号
破産者　株式会社グッドフューチャーズ
1　決定年月日　平成30年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第２４８号
神奈川県平塚市長持399番地の15
破産者　有限会社リフレッシュサービス湘南
1　決定年月日　平成30年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第２５７号
神奈川県秦野市曽屋6033番地の１
破産者　株式会社森工務店
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１４６号
佐賀県西松浦郡有田町白川２丁目５番１号
破産者　医療法人森病院
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第２４２１号
神奈川県藤沢市片瀬５丁目２番４―603号
破産者　メディアアド株式会社
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３２２号
神奈川県愛甲郡愛川町中津4648番地の４　グエル本厚木壱番館202
破産者　亡和田勇人相続財産
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１２７号
福岡県久留米市東町５番地13―303号
破産者　株式会社松下商会
1　決定年月日　平成30年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第１２８２号
東京都国立市富士見台４丁目５－６パークハイツ富士見台207号室、住民票上の住所北海道札幌市西区発寒６条９丁目３番１―507号
破産者　鈴木　由里（旧姓八木）
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１５１２号
東京都三鷹市下連雀３丁目37番22―203号
破産者　成川　治利
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第４８号
東京都八王子市東中野228番地Ｄ．Ｍ．多摩学園都市伍番館508号
破産者　滝本　良眞
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第４９号
東京都八王子市東中野228番地Ｄ．Ｍ．多摩学園都市伍番館508号
破産者　滝本　明莉（旧姓芝原）
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１２８号
東京都多摩市関戸２丁目45番地コーポ順天102
破産者　中川　和馬
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２３７号
三重県津市芸濃町楠原1310番地の６
破産者　稲嶺工業有限会社
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２５６号
佐賀市天神２丁目２番28号松尾天神ビル406号
破産者　司法書士法人ＭＣＰ
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１１１号
宮崎市老松１丁目２番２号
破産者　有限会社教互センター
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続開始の取消決定確定

平成２９年（フ）第９３９号
東京都港区元赤坂１丁目７番13号
破産者　株式会社ＴＩＣ
1　主文　原決定を取り消す。
2　決定確定日　平成30年４月３日
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結

平成２９年（フ）第２９７号
埼玉県川越市熊野町20番地４
破産者　亡吉澤浩隆相続財産
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第９２９号
神奈川県相模原市南区大野台６丁目５番５―406号、破産手続開始決定時の住所東京都町田市成瀬台３丁目37番地16
破産者　畠山　正勝
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部